

家畜のアニマルウェルフェアについて

平成25年3月28日
農林水産省

アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針について

- アニマルウェルフェアとは、家畜へのストレスや疾病等を減らし、家畜の健康によりもたらされる安全・安心な畜産物生産や、家畜の治療費軽減などによる生産性の向上に寄与するもの。
- 欧米を中心に取組が進み、OIE（国際獣疫事務局）において基準が検討される等、国際的に関心が高まっている状況。
- 我が国においても、平成19年度～22年度に検討会を設け、アニマルウェルフェアを「家畜の快適性に配慮した飼養管理」と定義し、各畜種毎の飼養管理指針を作成し、普及啓発を行っている。

アニマルウェルフェアの実行

生産性の向上

施設や機器整備に~~↑~~コストの上昇



なぜ必要なの?

生産性の向上や畜産物の安全・安心にもつながります

アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理（快適性に配慮した家畜の飼養管理）を行うことは、家畜のストレスや怪我、疾病等を減らし、家畜が健康であることによる、安全・安心な畜産物の生産につながるだけでなく、生産者にとっても家畜の能力を引き出し、治療費等のコストの軽減にもなり、生産性の向上につながります。

（参考）「5つの自由」について

本指針においても、国際的に知られた概念である「5つの自由」を考慮し、「①飢餓と渇きからの自由」「②苦痛、傷害又は疾病からの自由」「③恐怖及び苦悩からの自由」「④物理的、熱の不快感からの自由」は家畜の健康及び生産性と密接に関連すること、「⑤正常な行動ができる自由」、例えば牛における親和行動（接触、身体の擦り付け合い等）や鶏における砂浴び行動等は牛や鶏等の中に強い行動欲求があることが知られており、アニマルウェルフェアを考える上で重要な要素であることについて記述している。

1 日々の家畜の観察や記録

家畜が快適に飼養されているかどうかを確認するためには、家畜の健康状態を常に把握しておくことが重要です。

そのためには日常の管理の中で家畜をよく観察し、けがや病気の発生予防等に努めることが大切で、健康悪化の兆候や通常と違う行動等が見られた場合には、速やかに適切な対応をとることが重要となります。

2 家畜の丁寧な取扱い

家畜と管理者とが良好な関係を保つことは、日常における家畜のストレスが低減し、快適な生活を確保できるだけでなく、治療や移動の際の作業の省力化や事故等の防止や、良質な畜産物の生産等にもつながります。

3 良質な飼料や水の給与

家畜が健康を維持し、正常な発育等を行うために、家畜の発育段階等に応じた適切な栄養素を含んだ飼料や新鮮な水を与える必要があります。

アニマルウェルフェアに対応した家畜の飼養管理に関する検討会

アニマルウェルフェアに関する国際的な動きに対応するため、我が国の実情を踏まえ、家畜別にアニマルウェルフェアに対応した飼養管理の検討を行う。

推進委員会

事業実施期間:平成19年～22年度

(構成) 学識経験者、生産者、消費者、動物愛護団体 等

○目的:アニマルウェルフェアに関する飼養管理の検討及び家畜別飼養管理指針のとりまとめを行う

○活動内容

- ①家畜別分科会の検討への指導及び分科会間の調整
- ②家畜別飼養管理指針の検討

分科会

(構成)畜種別有識者(生産者、畜産施設業者、学識経験者等)
(畜種)乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー、馬

○目的:飼養管理指針(案)の作成

○活動内容

- ①アニマルウェルフェアに関する飼養管理等のあり方の検討
- ②飼養管理実態調査及び試行試験の実施
- ③飼養管理指針(案)の作成

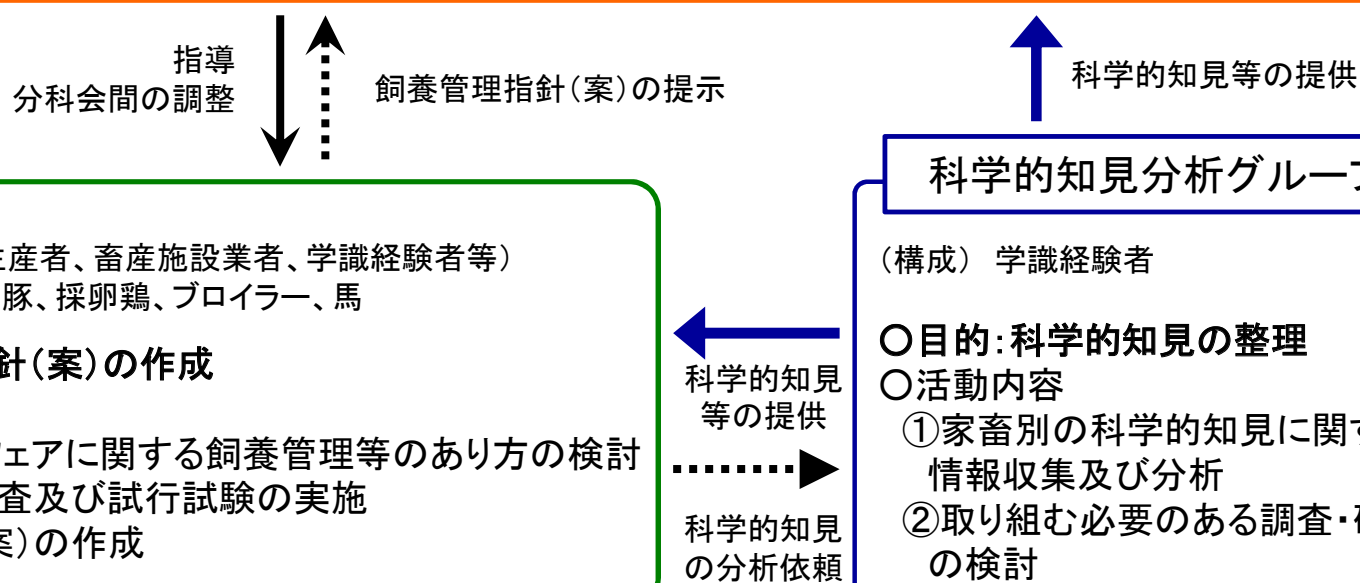
科学的知見分析グループ

(構成) 学識経験者

○目的:科学的知見の整理

○活動内容

- ①家畜別の科学的知見に関する情報収集及び分析
- ②取り組む必要のある調査・研究の検討



アニマルウェルフェアをめぐるOIE(国際獣疫事務局)の動き

- OIEでは、「動物の健康とウェルフェアの間には重大な関連性がある」「家畜のウェルフェアの改善は、生産性と食の安全を改善する可能性がしばしばあり、従って経済的な利益を生み出すことが可能である。」との考え方の下、アニマルウェルフェアに関する基準を策定。
- 現在、畜種毎の飼養基準について検討されているところであり、まず、「ブロイラー」、「肉用牛」について策定し、その他の畜種についても今後検討されていく予定。

【輸送やと畜等に関する基準】

- 2002年に、“Animal Welfare”についての作業部会を設置。

(これまで策定された基準)

- ・ 動物の陸送に関わる基準
- ・ 動物の海上輸送に関わる基準
- ・ 食用のための動物のと畜についての基準
- ・ 疾病コントロールのための人道的な動物の殺処分についての基準

【畜舎及び飼養管理に関する基準】

- 2005年に作成提案
(これまでの作業状況)

・ブロイラー

2009年に1次案、2010年に2次案が提示されるも、採択が持ち越され再検討とされていたが、2012年9月に3次案が提示され、現在、各加盟国に意見を照会中。

・肉用牛

2009年1次案提示、2011年に2次案が提示され、2012年5月の総会で可決されたが、現在、一部改正案が提示され各加盟国に意見を照会中

※ 各加盟国における柔軟性や実行可能性に配慮し、詳細な数字等は記載されない方向で検討が進められている。

OIEのブロイラーコード(基準)案及び我が国の指針のポイント

| 項目 | OIEコード案 | 我が国の指針 (快適性に配慮したブロイラーの飼養管理指針) |
|--------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 飼養スペース | 飼料や水を摂れ、正常な姿勢をとれるようスペースを提供すべき。 | よく観察し、飼養スペースが適当かどうか判断してスペースを調整すべき。 |
| 栄養 | 発達段階に応じた飼料及び清潔な水を給与する必要。 | 発達段階に応じた飼料及び新鮮な水を給与する必要。 |
| 鶏舎環境 | 極端な暑さ、湿度、寒さを避けるべき。 | 鶏をよく観察し、温度、湿度、風速、換気を調整する。 |
| | アンモニア濃度が25ppmを常に超えた状態にすべきでない。 | アンモニア濃度が25ppmを超える場合は換気や床面の改善に努める。 |
| 管理 | 管理者のトレーニング | 管理者のアニマルウェルフェアへの理解の促進 |
| | 虚弱な鶏の安楽死 | 治療を行っても回復の見込みがない場合や虚弱な鶏は安楽死も検討 |
| | 苦痛を伴う処置(ビークトリミング、爪切り、断冠)は日常的に行うべきでない。 | 記載なし ※ビークトリミング、爪切り、断冠は国内では行われていない。 |

OIEの肉用牛コード(基準)及び我が国の指針のポイント

(参考2)

| 項目 | | OIEコード案 | 我が国の指針 (快適性に配慮した肉用牛の飼養管理指針) |
|--------|-----|--------------------------------------|---|
| 飼養スペース | | すべての個体が同時に横臥できる十分なスペースを確保すべき。 | 牛が横臥したり立ち上がったたりする場合は、前肢に体重がかかり頭を前後に動かす行為が行われるため、十分なスペースを確保する必要。 |
| | | 異常行動が見られる場合は飼養密度を下げるべき。 | 異常行動が見られる場合は飼養密度を下げるべき(スペースが過密な場合の指標として、舌遊び等の異常行動の発現等を記載)。 |
| 栄養 | 肥育牛 | 粗飼料の不足に注意。 | <ul style="list-style-type: none"> ・粗飼料の質、量に十分留意。 ・ビタミンAの制御時期と給与量に十分な注意が必要。 |
| | 繁殖牛 | 繁殖牛については、太りすぎたり痩せすぎたりしないよう管理すべき。 | 繁殖牛については、妊娠末期、授乳期に養分要求量が大きいので時期によって過不足に注意。 |
| | 子牛 | 初乳は可能な限り24時間以内に与えるべき。 | 初乳は出生後可能な限り早く飲ませるように努める。 |
| 管理 | | 除角はできるだけ角の発達初期に行うべき。 | 除角は生後2ヶ月以内の実施を推奨 |
| | | 去勢は可能であれば、3ヶ月齢より前の実施を推奨 | 去勢は3ヶ月から4ヶ月齢程度までの実施を推奨 |
| | | 断尾は適切な密度で飼養すれば不要であり、行うべきでない。 | 断尾については記載無し ※国内で断尾している農家はほとんどいない。 |
| | | 電気による保定は避けるべき(電極を用い、牛を麻痺させることによる保定)。 | 保定については記載無し ※海外では焼印等の処置の際に電極を用いて保定する場合があるが、国内で利用されている事例は確認されていない。 |